

健康告知

1、今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をした（※1）ことがありますか。

（※1）「申請予定」や「申請をした結果、認定を受けられなかった場合」を含みます。

2、次のいずれかの項目に該当していますか。

① 告知日（ご入力日）現在、次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介助や補助用具（杖などを含みます。）の使用（※2）が必要になることがありますか。

【歩行・食事・排せつ・入浴・衣類の着脱・公共交通機関を利用した外出・店での買い物】

（※2）ご本人による使用を含みます。

② 今までに、医師より「認知症（軽度認知障害を含みます。）」と診断されたことがありますか。

（注）疑いの指摘を受けている場合や検査等の結果が判明していない場合を含みます。

3、告知日（ご入力日）現在、次のいずれかに該当しますか。入院中・療養のため就床中

① 入院中・療養のため就床中（※3）

② 入院の予定（※4）がある

（※3）医師の指示による就床を指し、その期間および場所を問いません。

（※4）医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。

4、告知日（ご入力日）から過去2年以内に、「病気・症状一覧表5」に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。

（注）医師より「病気・症状一覧表5」に記載の病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

<病気・症状一覧表5>

がん	悪性新生物 悪性しゅよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫 骨髄異形成症候群 骨髄線維症
上皮内がん	上皮内新生物 C I S C I N 3 子宮頸部高度異形成 H S I L
脳血管関係の病気	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血・脳血栓）
肝臓の病気	慢性肝炎 肝硬変
腎臓の病気	慢性腎炎 腎不全
気管支・肺の病気	慢性閉塞性肺疾患（COPD） 慢性気管支炎 肺炎腫
心臓関係の病気	心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋炎 心筋症 狭心症 心不全 心肥大 不整脈（期外収縮・洞不全症候群・房室ブロック・脚ブロック・発作性上室性頻拍・心房細動・心房粗動・ペースメーカー埋込）
筋肉・骨の病気	筋ジストロフィー 骨折を伴う骨粗しょう症（※5） 変形性関節症（人工関節置換を含みます。）
眼の病気	緑内障 糖尿病性網膜症 加齢黄斑変性 失明
その他	糖尿病（合併症を含みます。） こうげん病（全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など） リウマチ熱 アルツハイマー病 厚生労働省指定の難病（※6）（指定難病に対する受給者証の交付を受けたことがある場合に限りま。） 精神および行動の障害（統合失調症・気分障害・感情障害・躁うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・適応障害・不安障害・アルコール依存症・薬物依存など） パーキンソン病

（※5）「骨折を伴う骨粗しょう症」とは骨折したときに「骨粗しょう症」になっていた場合を意味します。（単に「骨粗しょう症」と診断された場合は含みません。）

（※6）厚生労働省指定の難病については、厚生労働省ホームページを参照してください。

病気・症状名が不明な方は、病気・症状名が判明してから、検査等の結果が判明していない方や要再検査の指摘を受けた方は、結果が判明してからお申込みください。

告知される方がご認識されている病気・症状名が、本告知書に記載されている病気・症状名と一致しなくても、医学的に同一と判断される場合には告知が必要です。本告知書に記載されている病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、告知をしてください。

次の事項には、特にご注意ください。

「医師の診察・検査・治療・投薬」には、入院・手術・投薬をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がんと診断されることを含みます。

「入院」には、検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。

「手術」には、「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。

病気を指摘された後、すぐに治療や手術の必要がないため通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。

医師の診断により、予防目的で目薬を点眼することや、薬の処方のみをされている場合も「医師の診察・検査・治療・投薬」に該当し、告知の対象になります。

医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中の場合も、告知の対象になります。

「認知症」とは、正常に発達した知的機能が脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

「軽度認知障害」とは、本人および第三者（家族）から認知機能低下に関する訴えがあり、認知機能は正常ではないが認知症の診断基準を満たさない状態をいいます。